

くまもと街なか広場条例の制定について

くまもと街なか広場条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

くまもと街なか広場条例

(設置)

第1条 市民等に憩い及び集いのための場を提供することにより、中心市街地の新たなぎわいを創出するため、くまもと街なか広場（以下「広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 広場の位置は、熊本市中央区花畑町7番7号とする。

(使用許可)

第3条 広場の専用使用をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について必要な条件を付することができる。

(使用の不許可)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないことができる。

- (1) 広場の設置目的に反する使用をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 広場を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

- (5) 広場の管理上支障があるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用が不適當であるとき。
(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第1号から第5号までに規定する事由が生じたとき。
- (2) 公益上やむを得ない事由が生じたとき。
- (3) 使用許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

2 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前項の規定による使用許可の取消し等により損害を受けても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(行為の禁止)

第8条 広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第13号までに掲げる行為については、使用者が使用許可を得て行う場合又は公益上若しくは広場の管理上必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 広場を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) ごみ、空き缶その他の汚物を捨てること。
- (4) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (5) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する行為をすること。

- (6) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (7) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (8) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為をすること。
- (9) 火気を使用すること。
- (10) 車両を乗り入れ（自転車にあつては、降車し、移動させる場合を除く。）、又は留め置くこと。
- (11) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為をすること。
- (12) 寝泊まりすること。
- (13) 施設、物品等を設置し、又は放置すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が広場の管理上特に必要があると認めて禁止する行為
(入場の禁止等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を禁止し、又は広場からの退場を命ずることができる。

- (1) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼすと認められる者又はそのおそれがある物品等を携帯する者
- (2) 広場の秩序を乱すと認められる者
(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に広場を使用してはならない。

- 2 使用者は、広場を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
(保安の責任)

第11条 使用者は、使用期間中の入場者の整理及び警備その他広場の保安に関する責任を負うものとする。

(広場の職員の指示等)

第12条 使用者は、広場の使用に当たっては、広場の職員の指示に従わなければならない。

- 2 使用者は、使用中の広場に広場の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、広場の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。第5条第1項の規定による使用許可の取消し又は使用の停止の命令があったときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第14条 広場を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第15条 広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 前条の規定による指定を受けようとするものは、広場の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、申請があったもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 広場の運営が、利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画書の内容が、広場の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める基準

(指定管理者が行う管理の基準)

第17条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、広場の管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 使用許可及びその取消し並びに使用の停止の命令に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 第1条に規定する設置目的を達成するために必要な業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務

(使用者の利便の増進に資する業務の提供)

第19条 指定管理者となった団体(複数の法人等により構成されている団体については、当該法人等を含む。以下同じ。)は、前条各号に掲げる業務の実施と併せて、使用者との間において契約を締結することにより、使用者に対し、広場の使用に係る利便の増進に資する業務(以下「利便増進業務」という。)の提供をすることができる。

2 指定管理者となった団体は、前項の規定により利便増進業務の提供をする場合は、提供する利便増進業務の内容その他の規則で定める事項につき、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(利用料金)

第20条 指定管理者は、広場の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を自己の収入として収受することができる。この場合において、第6条の規定は、適用しない。

2 利用料金は、別表に定める額に100分の150を乗じて得た額を超えない額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 第6条に規定する使用料を納付した者は、当該使用料に係る広場の使用について、利用料金を納付する義務を負わないものとする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が別に納期を指定した場合は、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金を減免することができる。

6 使用者は、既納の利用料金の還付を受けることができない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(協定の締結)

第21条 指定管理者の指定を受けるものは、市と広場の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第22条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、そ

の賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務等)

第23条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、熊本市個人情報保護条例（平成13年条例第43号）第12条の2に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、広場の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 附則第3項及び第4項の規定 令和4年1月1日

(準備行為)

2 広場の指定管理者の指定に関する手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(施行前の使用許可等に関する特例)

3 広場の指定管理者は、施行日前においても、第3条、第4条、第5条第1項、第6条、第17条、第19条、第23条及び別表の規定の例により、使用許可、利便増進業務の提供に関する契約の締結及び使用料の収受に関し必要な行為を行うことができる。

4 前項の場合において指定管理者がした使用許可若しくは指定管理者に対してなされた使用許可の申請、指定管理者となった団体と使用者との間における利便増進業務の提供に関する契約の締結若しくは指定管理者に対してなされた利便増進業務の承認又は指定管理者がした使用料の収受は、施行日以後においては、それぞれ第3条、第6条又は第19条の規定によりなされたものとみなす。

別表（第6条、第20条関係）

使用時間 区分 広場区分		午前	午後	夜間	延長・繰上げ
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	1時間当たり
全面	平日	142,200円	189,600円	142,200円	47,400円
	休日等	185,100円	246,800円	185,100円	61,700円
区分1	平日	82,800円	110,400円	82,800円	27,600円
	休日等	110,400円	147,200円	110,400円	36,800円
区分2	平日	27,000円	36,000円	27,000円	9,000円
	休日等	35,100円	46,800円	35,100円	11,700円
区分3	平日	24,000円	32,000円	24,000円	8,000円
	休日等	30,000円	40,000円	30,000円	10,000円
区分4	平日	24,000円	32,000円	24,000円	8,000円
	休日等	30,000円	40,000円	30,000円	10,000円
サンクン	平日	午前9時から午後9時まで		2,700円	270円
ガーデン	休日等	午前9時から午後9時まで		3,500円	350円

備考

- 「全面」とは、区分1、区分2、区分3及び区分4をいう。
- 「平日」とは月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）をいい、「休日等」とは平日以外の日をいう。
- 使用時間に1時間未満の端数がある場合は、当該端数を1時間として計算する。
- 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において広場を使用する場合で当該区分の使用時間を超過して使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時

間の使用料については、徴しないものとする。

6 区分1、区分2、区分3又は区分4は、2分の1に区切って使用できるものとし、その使用料の額は、使用時間区分に応じて定める使用料の5割に相当する額とする。

7 この表の規定により算定される使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(提出理由)

市民等に憩い及び集いのための場を提供することにより、中心市街地の新たなにぎわいを創出するためのくまもと街なか広場を設置するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。